

平成25年定期監査結果報告書
(平成24年度対象)

神奈川県監査委員

本報告書は平成 25 年に実施した定期監査の結果に関する報告である。定期監査の結果については、既に出先機関の一部について結果に関する報告を決定して提出及び公表しているところであるが、今般、残余の出先機関及び本庁機関についても地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定に基づいて実施した監査の結果に関する報告を同条第 11 項の規定に基づく合議により次のとおり決定した。ただし、同法第 199 条の 2 の規定に基づき、本庁機関のうち、議会局については監査委員竹内英明及び監査委員平本さとしを、監査事務局については監査委員真島審一を、それぞれ監査の実施及び結果の合議から除いている。

本報告書は、既報告のものと合わせて 1 年分を取りまとめたものであり、同法第 199 条第 9 項の規定に基づき、議会及び知事並びに関係する委員会に提出し、公表する。

なお、本報告書には、同条第 10 項の規定に基づき、県の組織及び運営の合理化に資するための意見を別記として添えている。

平成 25 年 10 月 11 日

神奈川県監査委員	真	島	審	一
同	高	岡		香
同	長	峯	徳	積
同	竹	内	英	明
同	平	本	さ	とし

目 次

第 1	監査の対象	1
第 2	監査の実施	1
1	監査実施方針	1
2	監査実施期間	1
3	監査の範囲	1
4	監査の実施箇所数	1
第 3	監査の結果	2
1	監査結果の概要	2
(1)	不適切事項	2
ア	項目別内訳	3
イ	局等別内訳	3
ウ	特記すべき不適切事項の有無	4
(2)	要改善事項	6
2	箇所別の監査結果	8
(1)	不適切事項又は要改善事項が認められた監査箇所	8
(2)	不適切事項及び要改善事項が認められなかった監査箇所	31
別記	組織及び運営の合理化に資するための意見	37

第1 監査の対象

平成25年定期監査の対象は全ての県機関589箇所、その内訳は本庁機関215箇所、出先機関374箇所である。

第2 監査の実施

1 監査実施方針

公正で効率的な県の行財政運営の推進を促すため、監査の実施に当たっては、財務執行の合规性や正確性の観点に加え、ストック（資産）や人件費なども含めてコストを意識した事業執行がなされるよう、費用に対する事業の成果や効果などについても検証する。

2 監査実施期間

平成25年1月から9月まで

3 監査の範囲

平成24年度における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びにその他の事務の執行について監査を実施した。

なお、必要に応じて前回監査実施後の平成23年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びにその他の事務の執行についても監査の範囲とした。

4 監査の実施箇所数

監査を実施した589箇所の監査実施区分別の内訳は、甲監査299箇所、乙監査が290箇所（うち書面調査167箇所）である。

監査実施区分	甲監査	乙監査	うち書面	計
	箇所	箇所	箇所	箇所
本庁機関	206	9	0	215
出先機関	93	281	(167)	374
重点所属	24	0	0	24
大規模所属	18	7	0	25
中規模所属	27	49	0	76
小規模所属	4	9	(1)	13
業務定型的所属	20	216	(166)	236
計	299	290	(167)	589

(注) 1 甲監査は監査委員による実地調査、乙監査は書記（事務局職員）による実地調査又は書面調査（学校、警察署などの業務定型的所属の一部）を実施。

2 原則として地域県政総合センターなどの重点所属は毎年、衛生研究所などの大規模所属は隔年、職業技術校などの中規模所属は3年ごと、食肉衛生検査所などの小規模所属は4年ごとに甲監査を実施。

なお、出先機関374箇所のうち127箇所については、監査の結果に関する報告を別途平成25年3月25日及び7月2日に議会及び知事等に提出し、同年4月30日及び7月30日付けで公表しており、本報告書では「既報告」と表記している。

第3 監査の結果

1 監査結果の概要

監査の結果、不適切事項93件（うち既報告20件）及び要改善事項6件（うち既報告0件）が認められた。本庁機関及び出先機関の内訳は次表のとおりである。

区 分	25年監査			24年監査			比較増減		
	本庁	出先	計	本庁	出先	計	本庁	出先	計
不適切事項	28	65	93	41	104	145	13	39	52
要改善事項	6	0	6	-	-	-	6	0	6
計	34	65	99	41	104	145	7	39	46

(注)1 「不適切事項」とは、次のいずれかに該当すると認められる事案で、是正、改善等の措置状況の報告を求める必要があるものをいう。

法令に違反すると認められる事案

予算目的に反していると認められる事案

不経済な行為又は損害が生じていると認められる事案

事務処理等が適切を欠くと認められる事案

前回までの監査で不適切事項又は注意事項となっている事案であって、是正、改善等のための努力又は検討がなされていないと認められるもの

2 「要改善事項」とは、次のいずれかに該当する事案で、是正、改善等の措置状況の報告を求める必要があるものをいう。

経済性、効率性又は有効性の観点から改善が必要と認められる事案

事務・事業の執行に当たり、今後、改善又は見直しが必要であると認められる事案

(1) 不適切事項

不適切事項の件数は93件と平成22年監査の296件から年々遞減し、改善傾向にある。不適切事項を項目別にみると、予算の執行、収入、支出及び契約が大幅に減少している。これは会計管理システムの改善とともに、会計局を中心とする財務指導の強化が図られたことにより、一定の効果を上げているものと考えられる。

しかし、その内容についてみると、会計年度を誤っていたもの、発注が遅れたため予算の効果が著しく損なわれたもの、支払が遅延していたため遅延利息を支払っていたもの、県有財産台帳価格の改定に伴う目的外使用許可の使用料を誤っていたもの、公務出張の入力を怠ったため旅費が支給されていなかったものなど、事務手続の誤りが引き続き発生している。いずれの事案も関係法令及び財務関係諸規定の理解不足、併せて各所属における内部統制が十分発揮されていないことなどに起因するものと思われる。

こうした状況を受けて、これまでも監査を通じて各所属に是正や改善を求めてきたところではあるが、毎年同様の不適切事項が繰り返し発生していること

は、県政及び県職員に寄せる県民の信頼を保つ上で大きな課題となっている。

今後とも、関係各機関においては、内部統制が十分に発揮されるよう努めるとともに、研修・マニュアルの充実などにより、関係法令及び財務関係諸規定に係る理解の向上を図るなど、適正な財務関係事務の確保のために、引き続き努力する必要がある。

ア 項目別内訳

(監査対象箇所数 25年：589箇所、24年：605箇所)

項目	25年監査	構成率	24年監査	構成率	比較増減	対前年比率
	件	%	件	%	件	%
予算の執行	6	6.5	18	12.4	12	33.3
収入	11	11.8	28	19.3	17	39.3
支出	9	9.7	23	15.9	14	39.1
契約	21	22.6	35	24.1	14	60.0
税務	0	0.0	1	0.7	1	0.0
補助金	4	4.3	3	2.1	1	133.3
財産	19	20.4	19	13.1	0	100.0
庶務	19	20.4	16	11.0	3	118.8
その他	4	4.3	2	1.4	2	200.0
計	93	100.0	145	100.0	52	64.1

イ 局等別内訳

局等	対象箇所数		不適切事項あり	
			箇所数	件数
	箇所	箇所	件	
政策局	21 (7)	3 (3)	5 (5)	
総務局	34 (20)	6 (2)	6 (2)	
安全防災局	9 (3)	5 (0)	6 (0)	
県民局	24 (13)	11 (6)	11 (6)	
環境農政局	32 (18)	8 (7)	11 (10)	
保健福祉局	43 (23)	12 (7)	14 (9)	
産業労働局	29 (16)	2 (2)	4 (4)	
県土整備局	38 (15)	7 (5)	9 (7)	
会計局	3 (-)	0 (-)	0 (-)	
企業庁	29 (18)	4 (3)	6 (5)	
議会局	4 (-)	0 (-)	0 (-)	
教育委員会	204 (187)	17 (14)	19 (15)	
各局委員会	9 (-)	0 (-)	0 (-)	
公安委員会	110 (54)	2 (2)	2 (2)	
計	589 (374)	77 (51)	93 (65)	

(注) 1 出先機関の所管局については平成25年4月1日現在で整理しており、()に内数で示している。

2 政策局には地域県政総合センターを含めている。

ウ 特記すべき不適切事項の有無

不適切事項93件のうちの特記すべき事案が13件あり、その内容は次のとおりである。

(ア) 過大支出又は収入不足の指摘でその規模が1万円以上のもの

a 収入

(a) 県から団体に職員を派遣する場合、当該職員の派遣期間の給与については県が年度末に集計し、その派遣先の団体が負担することとしている。派遣終了後の4月分給与で支給する時間外勤務手当については、団体での3月の勤務実績に基づくものであることから、その団体が負担すべきものであるが、県は団体等派遣職員費の請求に当たり、3月実績の時間外勤務手当を集計金額に反映しなかったため、11,043円が徴収不足となっていた。(総務局人材課 P.10)

(b) 県が行政財産の目的外使用許可している団体の光熱水費等の立替収入の徴収に当たり、12月に実施した空調設備の保守経費について面積按分により徴収額を算出することになっているにもかかわらず、これを失念したため、91,558円が徴収不足となっていた。[既報告](県民局県北地域児童相談所 P.15)

b 支出

庁舎の平成25年1月分電気料金の支払に当たり、請求書に基づく支出手続を失念し、納期限から7日を経過して支出手続を行ったため、遅延利息25,681円を請求され支払っていた。(総務局庁舎課 P.10)

c 契約

(a) 配水池等構内の除草、剪定等に係る工事請負契約において、草や枝等の処分量が当初の想定より少なかったため、設計変更を行ったところ、転記ミスにより過大に積算していた。また、配水管を布設する工事において、道路上の基準点杭を一旦撤去し再利用して復元するにもかかわらず、杭を新たに購入するものとして設計金額の積算がなされており、契約額が2件合わせて70,350円過大となっていた。(企業庁鎌倉水道営業所 P.26)

(b) エレベータ非常予備電源装置内部バッテリー交換工事の支払に当たり、見積書に記載されたバッテリーの数量より実際に交換された数量が少ないにもかかわらず、履行確認が不十分であったことから、見積書の内容に基づいた請求書により27,300円を過大に支払っていた。[既

d 補助金

医療機関が実施する院内保育事業については、院内保育事業運営費補助金交付要綱等に基づき、保育士等の給与費相当分の一部を補助している。この補助のうち国庫補助分の児童保育加算及び県補助分の学童保育加算については、同要綱において重複して適用できないことが定められているにもかかわらず、重複するなどの積算誤りに気付かず、3件、809,000円を過大に交付していた。(保健福祉局保健人材課 P.19)

e 財産

行政財産の目的外使用許可に係る使用料又は普通財産の貸付けに伴う貸付料の徴収については、平成24年2月2日付け施設財産部長通知により、使用期間又は貸付期間が平成24年9月1日をまたぐ場合には、8月31日までの使用料又は貸付料は改定前の台帳価格を基に算定・徴収し、9月1日からの使用料又は貸付料は改定後の台帳価格で算定することとされているが、次のとおり誤りがあった。

- (a) 改定後の台帳価格で1年分の貸付料を算定し直してから既徴収分を差し引いたため、1件、808,141円が徴収不足となっていた。(県民局広報県民課 P.13)
- (b) 改定後の台帳価格で1年分の使用料を算定し直してから既徴収分を差し引いたため、3件、17,081円が徴収不足となっていた。(環境農政局農業技術センター三浦半島地区事務所 P.17)
- (c) 改定後の台帳価格で1年分の使用料を算定し直してから既徴収分を差し引いたため、5件、123,254円が徴収不足となっていた。(環境農政局農業技術センター畜産技術所 P.18)
- (d) 8月までの使用料を徴収することなく、改定後の台帳価格で1年分の使用料を算定・徴収したため、3件、82,254円が徴収不足となっていた。(産業労働局産業技術センター P.22)

f 庶務

- (a) 非常勤生活指導員の基本報酬額は、高卒後の経過年数に基づき決定される。平成24年4月から雇用した者の履歴書には、実際より1年早い高校卒業年が記載されており、この年を基準に経過年数を計算して

いた。その結果、本来適用すべき基準報酬額より多い額を適用していたため、4月から翌年1月分までの報酬等189,300円を過大に支給していた。(保健福祉局さがみ緑風園 P.21)

(b) A社が運行する路線バスを乗り継ぐ場合には、バス定期乗車券の乗継ぎ割引制度がある。A社の路線バスを乗り継いで通勤している職員に対し、割引制度を適用せずにそれぞれの区間ごとの定期代を支給していたため、平成22年度から6箇月当たり20,520円を過大に支給していた。(教育委員会平塚ろう学校 P.29)

(1) 過大支出又は収入不足に該当しないが、収入又は支出に関する指摘でその規模が10万円以上のもの

庶務

非常勤福祉職の基準報酬額は、学歴免許取得日から経過年数に基づき決定される。しかし、平成24年4月から雇用した者の履歴書には、学歴免許取得日ではなく、証明書の発行日が記載されており、この日を基準に経過年数を計算していた。また、非常勤生活指導員は、中学校入学後に Middle School、High School を経て県立高校に入学したため、小卒6年経過時を基準とした高卒(推定)後の経過年数を計算すべきところ、実際に高校を卒業した年月を基準としていた。いずれも、本来適用すべき基準報酬額より少ない額を適用していたため、2名合わせて4月から12月までの報酬等188,663円を過少に支給していた。[既報告](保健福祉局ひばりが丘学園 P.20)

(ウ) 収入又は支出以外に関する指摘でその規模が100万円以上のもの
該当なし

(I) 上記のいずれにも該当しないが故意又は重大な過失に対する指摘でその規模が千円以上のもの
該当なし

(2) 要改善事項

要改善事項6件の要旨は次のとおりである。

ア 指定管理施設における物品の取扱いについて、備品の対象を変更した県規則の改正を踏まえるよう改める必要がある。(県民局文化課 P.13)

イ バナー広告掲載料の納入時期について、前納に限定しない方向で見直す必

要がある。(環境農政局環境計画課 P.15)

ウ 院内保育事業運営費補助金の交付額について、検証が可能となるよう審査
手続の見直しが必要である。(保健福祉局保健人材課 P.19)

エ 運行管理委託されている庁用自動車を職員が自主運転する場合の燃料代に
ついて、より効率的な執行方法に改善する必要がある。(県土整備局県土整
備経理課 P.23)

オ 相模川流域下水道処理場等所在地負担金の交付申請について、取扱要領を
見直す必要がある。(県土整備局下水道課 P.23)

カ 量水器点検等業務委託の契約方法について、委託業務の範囲を見直す必要
がある。(企業庁経営課 P.25)

2 箇所別の監査結果

(1) 不適切事項又は要改善事項が認められた監査箇所 (81箇所、99件)

ア 政策局 (3箇所、5件)

出先機関

監査実施箇所名 及び所管区域	監査実施日	所掌事務の概要	不適切事項又は要改善事項
<p>神奈川県県央地域県政総合センター</p> <p>所管区域：相模原市、厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛川町及び清川村</p>	<p>平成25年4月24日（平成25年3月11日から同月14日まで職員調査）</p>	<p>管内の県行政の企画及び総合的調整、県出先機関及び市町村との連絡調整、安全・安心まちづくり及び防災対策の推進、県行政の広報・広聴、県民運動の推進、青少年の健全育成、自然環境の保全、鳥獣保護、廃棄物の適正な処理、公害の防止、火薬類等の取締り、商工業に係る情報提供、観光の振興、農業及び畜産関係団体の指導監督、畜産の生産振興、水源の森林づくり事業の推進、治山・林道事業、林業振興指導、土地改良事業、農地防災事業、農業経営基盤強化促進事業等の指導及び助成等の業務を行っている。</p>	<p>（不適切事項）</p> <p>財産管理事務において、行政財産の多目的利用実施方針に該当しない団体の行事に対し、同方針に基づく使用許可をしているものがあった。</p>

<p>神奈川県湘南地域県政総合センター</p> <p>所管区域：平塚市、藤沢市、茅ヶ崎市、秦野市、伊勢原市、寒川町、大磯町及び二宮町</p>	<p>平成25年4月22日（平成25年2月18日から同月21日まで職員調査）</p>	<p>管内の県機関及び市町との連絡・調整、地域計画の推進、土地利用の調整、県行政の広報・広聴、県民運動の推進、青少年の健全育成、安全・安心まちづくりの推進、地域環境政策の企画調整、公害の防止、廃棄物対策の推進、自然環境の保全、商工業に係る情報提供、観光の振興、地域農林漁業の振興、森林の保全等を行っている。</p>	<p>（不適切事項）</p> <p>財産管理事務において、水源林に設置された電柱等に係る行政財産の目的外使用許可が著しく遅れていた。また、当該使用許可に当たり、許可権者や使用料の算定を誤っていた。</p>
<p>神奈川県県西地域県政総合センター</p> <p>所管区域：小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町及び湯河原町</p>	<p>平成25年4月30日及び5月1日（平成25年3月15日、18日、19日及び21日職員調査）</p>	<p>管内の県機関及び市町との連絡・調整、広域行政に関する助言、県行政の広報・広聴、県民運動の推進、青少年の健全育成、安全・安心まちづくりの推進、公害の防止、自然環境の保全、商工業に係る情報提供、観光の振興、地域農林漁業の振興及び農林漁業団体の指導、農業農村整備事業の推進、森林の保全及び水源林の整備等を行っている。</p>	<p>（不適切事項）</p> <p>次のとおり、事務処理が不適切であった。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 契約事務において、土地改良事業等用地の調査及び登記事務委託業務の完了届の検収をしておらず、進行管理が著しく不適切であった。 2 庶務事務において、次のとおり誤りがあった。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 公務出張に当たり、人事給与システムによる所定の手続を行わなかったため、旅費4件、800円が支給されていないものがあった。 (2) 防災用務又は防災待機用務に従事していたにもかかわらず、時間外勤務手当又は宿日直手当を支給していないものがそれぞれ1件ずつあった。

イ 総務局（6箇所、6件）
本庁機関

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
総務室	平成25年8月30日（平成25年7月22日職員調査）	（不適切事項） 予算の執行において、支払遅延に伴う遅延利息を、平成25年度予算で執行すべきところ24年度予算で支払っていた。
組織人材部 人材課	平成25年8月30日（平成25年7月25日職員調査）	（不適切事項） 収入事務において、団体等派遣職員費負担収入の調定に当たり、1件、11,043円が徴収不足であった。 [特記前出]
財政部 課税課	平成25年8月30日（平成25年7月29日職員調査）	（不適切事項） 支出事務において、不動産取得税納税通知書及び事前通知書印刷代の支払に当たり、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定められている支払期限を過ぎていた。その結果、800円の遅延利息を支払っていた。
財産経営部 庁舎課	平成25年8月30日（平成25年7月31日職員調査）	（不適切事項） 支出事務において、県庁舎の電気料金の支払に当たり、遅延利息25,681円を支払っているものがあつた。また、遅延利息を、平成25年度予算で執行すべきところ24年度予算で支払っていた。[特記前出]

(注) [特記前出]は「1 監査結果の概要 ウ 特記すべき不適切事項の有無」に取り上げたもの。

出先機関

監査実施箇所名 及び所管区域	監査実施日	所掌事務の概要	不適切事項又は要改善事項
<p>神奈川県麻生県 税事務所</p> <p>所管区域：川崎 市多摩区及び麻 生区</p> <p>なお、自動車 税及び自動車取 得税に係る滞納 整理については 東京都のうち稲 城市等神奈川県 県税条例施行規 則で定める区域 を所管区域とし ている。</p>	平成25年3 月25日（平 成25年2月 5日職員調 査）	県税に係る賦課徴 収に関する事務を 行っている。	<p>（不適切事項）</p> <p>庶務事務において、公務出張 に当たり、人事給与システムに よる所定の手続を行わなかつた ため、旅費4件、800円が支給 されていないものがあつた。</p>
<p>神奈川県大和県 税事務所〔既報 告〕</p> <p>所管区域：大和 市、海老名市、 座間市及び綾瀬 市</p>	平成25年3 月15日（平 成25年1月 10日職員調 査）	同	<p>（不適切事項）</p> <p>支出事務において、前渡金の 精算報告が3月を超えて遅れて いるものがあつた。</p>

ウ 安全防災局（5箇所、6件） 本庁機関

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
総務室	平成25年7 月23日（平 成25年6月 10日職員調 査）	<p>（不適切事項）</p> <p>庶務事務において、公務出張に当たり、人事給与 システムによる所定の手続を行わなかつたため、旅 費2件、640円が支給されていないものがあつた。</p>

安全防災部 災害対策課	平成25年7月23日（平成25年6月13日職員調査）	（不適切事項） 庶務事務において、公務出張に当たり、人事給与システムによる所定の手続を行わなかったため、旅費10件、3,000円が支給されていないものがあつた。
安全防災部 危機管理対策課	平成25年7月23日（平成25年6月14日職員調査）	（不適切事項） 庶務事務において、公務出張に当たり、人事給与システムによる所定の手続を行わなかったため、旅費4件、800円が支給されていないものがあつた。
安全防災部 工業保安課	平成25年7月23日（平成25年6月12日職員調査）	（不適切事項） 次のとおり誤りがあり、事務処理が著しく不適切であつた。 1 契約事務において、自動車運行管理業務委託契約の仕様書に、委託に不適合な、労務管理上の問題に抵触する内容を定めていた。 2 庶務事務において、公務出張に当たり、人事給与システムによる所定の手続を行わなかったため、旅費3件、600円が支給されていないものがあつた。
安全防災部 くらし安全交通課	平成25年7月23日（平成25年6月10日及び11日職員調査）	（不適切事項） 庶務事務において、公務出張に当たり、人事給与システムによる所定の手続を行わなかったため、旅費7件、1,400円が支給されていないものがあつた。

工 県民局（11箇所、12件）
本庁機関

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
総務室	平成25年7月24日（平成25年6月4日職員調査）	（不適切事項） 契約事務において、委託契約締結時に契約書の所在を確認していなかったため、支払手続まで所在不明であることに気づかず、再度契約書を作成しているものがあつた。

<p>くらし県民部 広報県民課</p>	<p>平成25年7月24日（平成25年6月5日職員調査）</p>	<p>（不適切事項） 財産管理事務において、県有財産台帳価格の改定に伴う普通財産の貸付けの変更に当たり、貸付料の算定を誤っているものがあつた。これにより、貸付料1件、808,141円が徴収不足であつた。[特記前出]</p>
<p>くらし県民部 文化課</p>	<p>平成25年7月24日（平成25年6月10日職員調査）</p>	<p>（不適切事項） 物品管理事務において、神奈川近代文学館活性化事業委託により生じた物品の取得及び貸付けに当たり、神奈川県財務規則で定める手続が行われていなかった。 （要改善事項） 県民ホールほか3施設の指定管理に係る協定における管理物品の取扱いについて、平成23年4月の神奈川県財務規則の改正（備品の対象を2万円以上から5万円以上に）を踏まえた内容に改める必要がある。</p>
<p>次世代育成部 次世代育成課</p>	<p>平成25年7月24日（平成25年6月12日職員調査）</p>	<p>（不適切事項） 庶務事務において、週休日に勤務した職員に対し、時間外勤務手当を支給していないものがあつた。</p>
<p>次世代育成部 子ども家庭課</p>	<p>平成25年7月24日（平成25年6月13日職員調査）</p>	<p>（不適切事項） 債権管理事務において、児童保護措置費自己負担金等の債権管理に当たり、時効により債権が消滅しているにもかかわらず、不納欠損処分が著しく遅れていた。</p>

出先機関

監査実施箇所名 及び所管区域	監査実施日	所掌事務の概要	不適切事項又は要改善事項
神奈川県立かながわ女性センター	平成25年3月22日（平成25年3月21日及び22日職員調査）	女性の自立と男女のあらゆる分野への参画を促進するため、自主的活動の場を提供するとともに、女性問題に関する調査、研究、情報の提供や人材開発、男女共同参画の普及実践、女性総合相談等の事業を行っている。	（不適切事項） 契約事務において、物品の納入に当たり、物品検収要領で定める検査等を行っていないものがあった。
神奈川県立かながわ県民活動サポートセンター	平成25年7月24日（平成25年5月28日及び29日職員調査）	県民の自主的で営利を目的としない社会に貢献する活動を支援するための施設として、その活動の場を提供するとともに、交流促進、調査研究、情報提供、ボランティア活動の推進、災害ボランティア拠点整備等の事業を実施している。	（不適切事項） 契約事務において、アドバイザー相談事業協働事業委託に当たり、プロポーザル方式による事業計画の募集案内に委託料の用途制限など契約上の重要事項を明示していなかった。
神奈川県パスポートセンター	平成25年5月27日（平成25年2月26日職員調査）	海外渡航に必要な一般旅券に係る発給申請の受理、作成及び交付の事務を行っている。	（不適切事項） 契約事務において、契約期間の開始後速やかに契約書を作成し契約を確定すべきところ、事務が遅れているものがあった。

神奈川県小田原児童相談所〔既報告〕 所管区域：小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町及び湯河原町	平成25年3月25日（平成25年2月4日職員調査）	児童福祉に関する諸問題について、家庭等からの相談に応じ、指導、治療、施設等への入所手続等を行っている。	（不適切事項） 債権管理事務において、障害児保護措置費自己負担金の債権管理に当たり、時効により債権が消滅しているにもかかわらず、不納欠損処分をしないまま、催告を続けているものがあった。
神奈川県県北地域児童相談所〔既報告〕 所管区域：大和市	平成25年3月14日（平成25年2月13日職員調査）	同	（不適切事項） 収入事務において、行政財産の目的外使用許可に伴う光熱水費等の庁費立替収入1件、91,558円が徴収不足となっているものがあった。〔特記前出〕
神奈川県立おおいそ学園〔既報告〕	平成25年2月1日（平成24年12月13日職員調査）	不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導を要する児童を入園させ、その自立支援を行っている。	（不適切事項） 予算の執行において、農作業実習用等消耗品及び高等部実習用調味料の購入に当たり、支出負担行為を履行確認後に行っていた。また、農作業実習用等消耗品については見積書を徴していなかった。

才 環境農政局（9箇所、12件）
本庁機関

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
環境部 環境計画課	平成25年8月22日（平成25年7月5日職員調査）	（要改善事項） ホームページ「かながわの環境」のバナー広告掲載に係る契約において、ホームページ「かながわの環境」広告掲載要領の定めにより、広告掲載料は前納としているが、広告掲載による収入増加を図る観点から、前納に限定しない方向で同要領を見直す必要がある。

環境部 廃棄物指導課	平成25年8月22日（平成25年7月8日職員調査）	（不適切事項） 支出事務において、電気料金の支払に当たり、遅延利息1,083円を支払っているものがあつた。
---------------	---------------------------	--

出先機関

監査実施箇所名及び所管区域	監査実施日	所掌事務の概要	不適切事項又は要改善事項
神奈川県水産技術センター内水面試験場〔既報告〕 所管区域：県内内水面全域	平成25年4月8日（平成25年2月20日職員調査）	アユ等淡水魚の増殖・飼育技術・疾病等の各種試験研究、湖沼河川における資源・生息環境・構造物改善等の調査研究、増殖技術・経営の指導等を行っている。	（不適切事項） 契約事務において、産業廃棄物処理委託契約の締結に当たり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則で定められた事項を契約書に明記していないものがあつた。
神奈川県西部漁港事務所〔既報告〕 所管区域：藤沢市以西の漁港区域及び海岸保全区域	平成25年1月22日（平成24年12月4日及び5日職員調査）	県営小田原漁港の修築・整備事業、同港海岸の保全事業の施行並びに同港の施設及び海岸保全区域の維持管理・許認可事務を行っているほか、国有財産法に基づく10港の漁港区域内の国有財産管理事務を行っている。	（不適切事項） 収入事務において、現金領収したコピー代について収入に係る調定を行っていないあつた。
神奈川県横浜川崎地区農政事務所 所管区域 横浜市及び川崎市	平成25年4月17日（平成25年3月8日職員調査）	地域農政の推進対策、農業・畜産の振興対策、土地改良事業、林業振興及び森林の保全に関する事業等を行っている。	（不適切事項） 財産管理事務において、敷地内に設置されている電話柱に交通標識が共架されているにもかかわらず、神奈川県県有財産規則に基づく使用承認の手続が行われていないあつた。

<p>神奈川県農業技術センター北相地区事務所</p> <p>所管区域 相模原市（茶に関しては県内全域）</p>	<p>平成25年4月23日（平成25年4月12日職員調査）</p>	<p>茶、山菜、特定野菜等の栽培技術の研究開発並びに北相地区における農業生産等に関する技術及び知識の普及指導を行っている。</p>	<p>（不適切事項）</p> <p>次のとおり誤りがあり、事務処理が著しく不適切であった。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 収入事務において、現金領収した生産物売払収入について収入に係る調定を行っていなかった。 2 支出事務において、電話料金の支払に当たり、遅延利息71円を支払っているものがあった。
<p>神奈川県農業技術センター三浦半島地区事務所</p> <p>所管区域 横須賀市、逗子市、三浦市及び葉山町</p>	<p>平成25年4月23日（平成25年4月15日職員調査）</p>	<p>三浦半島地域における特定野菜等の栽培技術開発及び効率的農地利用技術の研究開発並びに農業生産等に関する技術及び知識の普及指導を行っている。</p>	<p>（不適切事項）</p> <p>次のとおり誤りがあり、事務処理が著しく不適切であった。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 契約事務において、薬品等に係る産業廃棄物処理委託契約の履行確認に当たり、神奈川県財務規則で定める検査に関する調書を作成していなかった。 2 財産管理事務において、県有財産台帳価格の改定に伴う行政財産の目的外使用許可の変更に当たり、使用料の算定を誤って許可しているものがあった。これにより、使用料3件、17,081円が徴収不足であった。[特記前出]
<p>神奈川県農業技術センター足柄地区事務所</p> <p>所管区域 小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町及び湯河原町</p>	<p>平成25年4月23日（平成25年4月17日職員調査）</p>	<p>みかん、キウイフルーツ等の新品種の育成及び栽培技術の研究開発、足柄地区における農業生産等に関する技術及び知識の普及指導並びに県域の茶に関する普及指導を行っている。</p>	<p>（不適切事項）</p> <p>財産管理事務において、行政財産の用途又は目的を妨げない限度における使用に係る使用料に関する条例の改正に伴う行政財産の目的外使用許可の変更に当たり、使用料の算定を誤って許可しているものがあった。これにより、平成23年度から年度ごとに750円を過大に徴収していた。</p>

神奈川県農業技術センター畜産技術所	平成25年4月23日（平成25年4月19日職員調査）	県内の畜産振興のための専門的な研究をはじめ、牛、豚及び鶏の改良増殖業務及び普及指導業務を行っている。	<p>（不適切事項）</p> <p>次のとおり誤りがあり、事務処理が著しく不適切であった。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 契約事務において、飼料購入に係る単価契約の締結に当たり、決裁の手続を踏まずに契約書を作成していた。 2 財産管理事務において、県有財産台帳価格の改定に伴う行政財産の目的外使用許可の変更に当たり、使用料の算定を誤って許可しているものがあった。これにより、使用料5件、123,254円が徴収不足であった。[特記前出]
-------------------	----------------------------	--	---

カ 保健福祉局（12箇所、15件）
本庁機関

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
総務室	平成25年8月21日（平成25年7月8日職員調査）	<p>（不適切事項）</p> <p>契約事務において、契約期間の開始後速やかに契約書を作成し契約を確定すべきところ、事務が遅れているものがあった。</p>
保健医療部 医療課	平成25年8月21日（平成25年6月27日職員調査）	<p>（不適切事項）</p> <p>契約事務において、業務契約期間開始後に支出負担行為手続を保健福祉局経理課に依頼しているものがあった。</p>
保健医療部 県立病院課 （病院事業会計）	平成25年7月22日（平成25年5月30日及び31日職員調査）	<p>（不適切事項）</p> <p>予算の執行において、X線撮影装置の更新に当たり、予算科目に誤りがあった。</p>

保健医療部 がん対策課	平成25年8月21日（平成25年7月2日職員調査）	（不適切事項） 補助金交付事務において、がん診療連携拠点病院機能強化事業費補助の額の確定に当たり、実績報告の内容に誤りがあることに気付かずに額を確定していた。
保健医療部 保健人材課	平成25年8月21日（平成25年7月3日職員調査）	（不適切事項） 補助金交付事務において、院内保育事業運営費補助金にかかる申請書類等の確認が不十分であったため、3件、809,000円を過大に交付していた。[特記前出] （要改善事項） 院内保育事業運営費補助金に係る交付額の算出基礎の一つである調整率について、その計算が適正に行われているかの検証が不十分であるため、申請書類等において計算過程を明らかにさせることを補助事業者に対して求めるなど、必要な検証が可能となるよう審査手続を見直す必要がある。

出先機関

監査実施箇所名及び所管区域	監査実施日	所掌事務の概要	不適切事項又は要改善事項
神奈川県鎌倉保健福祉事務所 所管区域 横須賀市、鎌倉市、逗子市及び葉山町	平成25年4月18日（平成25年3月8日、11日及び12日職員調査）	県民の保健・福祉の向上及び増進を図るための事業を行っている。	（不適切事項） 収入事務において、現金領収した医療業務手数料の収納に当たり、会計年度を誤っているものがあつた。
神奈川県小田原保健福祉事務所 所管区域：小田原市、箱根町、真鶴町及び湯河原町（保健・医療及び福祉政策の総合的な企画・調整については、南足柄市及び足柄上郡の各町を含む。）	平成25年3月21日（平成25年3月19日及び21日職員調査）	同	（不適切事項） 収入事務において、未熟児養育費負担金等の督促状の発行に当たり、指定期限を所定より早期に設定しているもの及び指定期限までの日数を踏まえた適切な日に発行していないものがあつた。

<p>神奈川県秦野保健福祉事務所</p> <p>所管区域：秦野市及び伊勢原市</p>	<p>平成25年3月18日（平成25年1月25日職員調査）</p>	<p>同</p>	<p>（不適切事項）</p> <p>庶務事務において、保健福祉業務等従事手当の支給に当たり、対象となる業務に従事していないにもかかわらず、手当7件、3,220円を支給しているものがあった。</p>
<p>神奈川県立総合療育相談センター</p> <p>所管区域 県内全域（横浜市、川崎市及び相模原市を除く。）</p>	<p>平成25年5月15日（平成25年5月14日及び15日職員調査）</p>	<p>児童の心身の健全な発達に関する複雑又は困難な問題について相談に応じ、並びに身体障害者及び知的障害者に関する総合的な相談、判定、指導等を行い、併せて診療、療育訓練等に応じている。</p>	<p>（不適切事項）</p> <p>次のとおり誤りがあり、事務処理が著しく不適切であった。</p> <p>1 契約事務において、身体障害者手帳データ処理業務委託の入札及び契約に当たり、神奈川県財務規則運用通知で定める要件に該当しないにもかかわらず、予定価格を変更した上に、再度公告入札に付することなく、随意契約により、当初予定価格よりも高い金額で契約していた。</p> <p>2 財産管理事務において、県有財産台帳価格の改定に伴う行政財産の目的外使用許可の変更に当たり、使用料の算定を誤って許可しているものがあつた。これにより、使用料2件、1,957円が徴収不足であつた。</p>
<p>神奈川県立ひばりが丘学園〔既報告〕</p>	<p>平成25年3月27日（平成24年12月20日職員調査）</p>	<p>知的障害児者を入園させて保護し、自立に必要な指導及び訓練を行っている。</p>	<p>（不適切事項）</p> <p>庶務事務において、非常勤職員2名の基本報酬額を誤ったため、10件、188,663円を過少に支給していた。〔特記前出〕</p>

<p>神奈川県立さがみ緑風園</p>	<p>平成25年6月10日（平成25年2月18日職員調査）</p>	<p>障害者自立支援法第5条第12項に規定する障害者支援施設として、障害者に施設入所支援を行うとともに、入所支援以外の施設障害福祉サービスを行っている。また、入園者の診療等を行っている。</p>	<p>（不適切事項） 次のとおり誤りがあり、事務処理が著しく不適切であった。 1 契約事務において、委託契約の締結が遅れたため、契約関係が不確定の状態で行われているものがあつた。 2 庶務事務において、非常勤職員の雇用に当たり、基本報酬額を誤ったため、12件、189,300円を過大に支給していた。[特記前出]</p>
<p>神奈川県立保健福祉大学実践教育センター</p>	<p>平成25年4月18日（平成25年3月6日職員調査）</p>	<p>保健、医療及び福祉の分野に従事する者の教育並びに同分野に関する研究を行っている。</p>	<p>（不適切事項） 物品管理事務において、備品の管理に当たり、拡声器1点が台帳に記録されていなかった。また、台帳上の管理番号と備品に貼付された管理シールの番号が一致しないものが多数あつた。</p>

キ 産業労働局（2箇所、4件）
出先機関

監査実施箇所名 及び所管区域	監査実施日	所掌事務の概要	不適切事項又は要改善事項
神奈川県産業技術センター	平成25年5月10日（平成25年5月8日から同月10日まで職員調査）	工業技術その他の科学技術の向上及び発展に必要な試験研究、調査、指導、技術情報の提供並びに技術交流の促進を行っている。	<p>（不適切事項）</p> <p>次のとおり誤りがあり、事務処理が著しく不適切であった。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 収入事務において、電柱用支線に係る目的外使用料及び自動販売機設置場所に係る貸付料の調定が3月を超えて遅れているものがあった。 2 財産管理事務において、行政財産の目的外使用許可に当たり、日付を遡って許可しているものがあった。また、使用料の算定を誤って許可したため、使用料3件、82,254円が徴収不足であった。〔特記前出〕 3 公印取扱事務において、目的外使用許可通知の作成に当たり、使用権限のない職員が公印を押印しているものがあった。
神奈川県障害者就労相談センター	平成25年6月20日（平成25年5月20日職員調査）	障害者の就労促進を図るための相談及び指導の業務を行っている。	<p>（不適切事項）</p> <p>契約事務において、産業廃棄物処理委託契約の締結に当たり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令及び施行規則で定められた事項を契約書に明記していなかった。</p>

ク 県土整備局（9箇所、11件）
本庁機関

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
事業管理部 県土整備経理課	平成25年8月5日（平成25年6月20日職員調査）	（要改善事項） 各土木事務所が執行する庁用自動車運行管理委託契約において、発注者の職員自らによる委託対象車両の運転に係る燃料代については、より効率的な執行方法に改善して周知する必要がある。
都市部 都市公園課	平成25年8月5日（平成25年6月11日職員調査）	（不適切事項） 庶務事務において、日々雇用職員の雇用に当たり、雇用書及び雇用条件通知書を交付していなかった。
道路部 道路整備課	平成25年8月5日（平成25年6月13日職員調査）	（不適切事項） 庶務事務において、日々雇用職員の雇用に当たり、雇用条件通知書を交付していなかった。
河川下水道部 下水道課	平成25年8月5日（平成25年6月6日職員調査）	（要改善事項） 相模川流域下水道処理場等所在地負担金の執行において、交付申請に係る事務処理が取扱要領と合っていないことから、実態に合うよう取扱要領の見直しが必要である。

出先機関

監査実施箇所名及び所管区域	監査実施日	所掌事務の概要	不適切事項又は要改善事項
神奈川県横須賀土木事務所〔既報告〕 所管区域：横須賀市、逗子市、三浦市及び葉山町	平成25年3月8日（平成25年2月6日から同月8日まで職員調査）	道路、河川、砂防等の土木施設の維持、改良工事等の土木事業を実施しているほか、道路法、建築基準法、都市計画法等に基づく許認可事務等を行っている。	（不適切事項） 契約事務において、駐車場場内整備等業務委託料の積算に当たり、時間外労働時間に係る労務費の算定に誤りなどがあった。

<p>神奈川県藤沢土木事務所〔既報告〕 所管区域：鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市及び寒川町（建築及び開発行為の規制等に関する事務を除く。）</p>	<p>平成25年2月5日（平成24年12月25日から同月27日まで職員調査）</p>	<p>同</p>	<p>（不適切事項） 次のとおり誤りがあり、事務処理が著しく不適切であった。 1 収入事務において、現金領収した公文書複写代の収納に当たり、会計年度を誤っているものがあった。 2 契約事務において、事務用品等の購入の履行確認が不十分なものがあった。</p>
<p>神奈川県厚木土木事務所〔既報告〕 所管区域：厚木市、愛川町及び清川村</p>	<p>平成25年1月31日（平成24年12月7日、10日及び11日職員調査）</p>	<p>同</p>	<p>（不適切事項） 次のとおり誤りがあり、事務処理が著しく不適切であった。 1 契約事務において、委託契約に基づく個人情報保護に係る提出書類を受託者から受領していないものがあった。 2 財産管理事務において、行政財産の目的外使用許可に当たり、非課税であるにもかかわらず、消費税及び地方消費税として12,854円を徴収しているものがあった。</p>
<p>神奈川県厚木土木事務所津久井治水センター〔既報告〕 所管区域：相模原市</p>	<p>平成25年1月31日（平成24年12月18日及び19日職員調査）</p>	<p>河川、砂防、公園等の土木施設の維持、改良工事等の土木事業を実施しているほか、河川法、砂防法、都市公園法等に基づく許認可事務等を行っている。</p>	<p>（不適切事項） 予算の執行において、水防施設維持工事の執行に当たり、予算科目を誤っているものがあった。</p>
<p>神奈川県県西土木事務所〔既報告〕 所管区域：南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町及び開成町</p>	<p>平成25年3月19日（平成25年1月29日から同月31日まで職員調査）</p>	<p>道路、河川、砂防等の土木施設の維持、改良工事等の土木事業を実施しているほか、道路法、建築基準法、都市計画法等に基づく許認可事務等を行っている。</p>	<p>（不適切事項） 支出事務において、土地評価算定業務委託料の支払に当たり、所得税法に基づく源泉所得税を徴収していないものが3件あった。</p>

ケ 企業庁（5箇所、7件）
本庁機関

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
水道部 経営課	平成25年7月18日（平成25年5月20日職員調査）	（要改善事項） 量水器点検等業務委託において、新規受託者とは準備業務委託契約を別途締結しているが、競争の公平性及び経済性を考慮して、量水器点検等業務委託契約の委託業務に準備業務を含めるよう見直しが必要である。また、業務履行に問題があった場合に、契約金額を減額するサービスレベルアグリーメント条項を設定することも検討されたい。
水道部 浄水課	平成25年7月18日（平成25年5月15日職員調査）	（不適切事項） 契約事務において、長期継続契約を締結できる契約に該当しないにもかかわらず、複数年にわたる契約を締結しているものがあった。

出先機関

監査実施箇所名及び所管区域	監査実施日	所掌事務の概要	不適切事項又は要改善事項
神奈川県企業庁 津久井水道営業所 所管区域：相模原市緑区の一部	平成25年5月28日（平成25年2月12日職員調査）	県営水道施設の維持管理、給水装置工事の審査・検査、量水器の点検、水道料金及び公共下水道使用料の徴収等の事務を行っている。	（不適切事項） 庶務事務において、次のとおり誤りがあり、事務処理が著しく不適切であった。 1 公務出張に当たり、人事給与システムによる所定の手続を行わなかったため、旅費2件、400円が支給されていないものがあった。 2 水道施設危険作業手当7件、3,500円が支給されていないなかった。

<p>神奈川県企業庁 鎌倉水道営業所</p> <p>所管区域：鎌倉市、逗子市及び葉山町（湘南国際村の区域を除く）</p>	<p>平成25年5月2日（平成25年5月1日及び2日職員調査）</p>	<p>同</p>	<p>（不適切事項）</p> <p>次のとおり誤りがあり、事務処理が著しく不適切であった。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 契約事務において、工事請負契約の変更にあたり、設計金額の積算を誤ったものが2件あり、契約額が70,350円過大となっていた。[特記前出] 2 物品管理事務において、ビデオデッキの廃棄処分にあたり、固定資産保管台帳からの削除等、必要な手続を行っていなかった。
<p>神奈川県企業庁 箱根水道営業所 〔既報告〕</p> <p>所管区域：箱根町の一部</p>	<p>平成25年4月8日（平成25年2月25日及び26日職員調査）</p>	<p>水源の運営、県営水道施設の維持管理、給水装置工事の審査・検査、量水器の点検、水道料金及び公共下水道使用料の徴収等の事務を行っている。</p>	<p>（不適切事項）</p> <p>財産管理事務において、行政資産の目的外使用に係る許可手続が著しく遅れているものがあった。また、使用料の収入調定が著しく遅れているものがあった。</p>

コ 教育委員会（17箇所、19件）
本庁機関

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
<p>行政部 財務課</p>	<p>平成25年7月29日（平成25年6月6日職員調査）</p>	<p>（不適切事項）</p> <p>次のとおり誤りがあり、事務処理が著しく不適切であった。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 収入事務において、普通財産に伴う貸付料の納入通知書の発行が著しく遅れているものがあった。 2 補助金交付事務において、神奈川県市町村被災児童生徒等就学支援事業費補助金交付要綱で定める経費の配分の変更手続等を行っていないものがあった。

行政部 厚生課	平成25年7月29日（平成25年6月5日職員調査）	（不適切事項） 予算の執行において、職員に貸与する被服の発注が遅れたため、平成24年度教育委員会関係職員被服貸与事務処理要領で定める貸与の時期を著しく過ぎていた。
支援部 子ども教育支援課	平成25年7月29日（平成25年6月12日職員調査）	（不適切事項） 補助金交付事務において、神奈川県市町村被災児童生徒等就学支援事業費補助金交付要綱で定める経費の配分の変更手続等を行っていないものがあった。

出先機関

監査実施箇所名及び所管区域	監査実施日	所掌事務の概要	不適切事項又は要改善事項
神奈川県立金沢文庫〔既報告〕	平成25年4月5日（平成25年3月1日職員調査）	史跡金沢文庫に保管されていた古文書その他の文化財及び中世における歴史、芸術等の人文科学に関する資料の収集、保管、展示等を行うとともに、これらの資料に関する調査研究を行っている。	（不適切事項） 契約事務において、エレベータ非常予備電源装置内部バッテリー交換工事に係る履行確認が不十分であったため、27,300円を過大に支払っていた。〔特記前出〕
神奈川県立鶴見総合高等学校	平成25年6月25日（平成25年4月22日職員調査）	単位制による全日制の課程 総合学科	（不適切事項） 支出事務において、指導書購入代ほか6件の支払に当たり、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定められている支払期限を過ぎていた。その結果、合わせて7,600円の遅延利息を支払っていた。
神奈川県立横浜清陵総合高等学校	平成25年6月5日（平成25年3月26日職員調査）	同	（不適切事項） 財産管理事務において、教育財産の目的外使用許可に当たり、決裁権者を誤っているものがあった。

神奈川県立永谷高等学校	平成25年6月11日（平成25年5月9日職員調査）	全日制の課程 普通科	（不適切事項） 財産管理事務において、県有財産台帳価格の改定に伴う教育財産の目的外使用許可の変更に当たり、使用料の算定を誤って許可しているものがあつた。これにより、使用料2件、1,593円が徴収不足であつた。
神奈川県立白山高等学校	平成25年6月26日（平成25年5月13日職員調査）	同	（不適切事項） 庶務事務において、教員特殊業務手当12件、40,800円が支給されていながつた。
神奈川県立金井高等学校	平成25年6月6日（平成25年5月9日職員調査）	同	（不適切事項） 収入事務において、督促状の発行に当たり、指定期限までの日数を踏まえた適切な日に発行していないものがあつた。
神奈川県立横浜緑園総合高等学校〔既報告〕	平成25年1月16日（平成24年12月6日職員調査）	単位制による全日制の課程 総合学科	（不適切事項） 財産管理事務において、工作物の管理に当たり、教育財産の管理等に関する規程で定める教育財産台帳の補正が行われていないものがあつた。
神奈川県立川崎北高等学校〔既報告〕	平成25年2月21日（平成24年12月18日職員調査）	全日制の課程 普通科	（不適切事項） 財産管理事務において、次のとおり誤りがあり、事務処理が著しく不適切であつた。 1 電柱に共架された防犯灯4件について、教育財産の管理等に関する規程で定める目的外使用の許可を行っていながつた。 2 工作物の管理に当たり、教育財産の管理等に関する規程で定める教育財産台帳の補正が行われていないものがあつた。

神奈川県立百合丘高等学校	平成25年7月8日（平成25年5月10日職員調査）	同	（不適切事項） 契約事務において、産業廃棄物処理委託契約の締結に当たり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令及び施行規則で定められた事項を契約書に明記していなかった。
神奈川県立湘南高等学校	平成25年5月8日（平成25年3月26日職員調査）	全日制の課程 普通科 単位制による定時制の課程 普通科	（不適切事項） 支出事務において、単価契約した物品の運搬処理経費の支払手続に当たり、契約に含まれていない物品の運搬処理経費を併せて支払っているものがあった。
神奈川県立小田原高等学校	平成25年5月24日（平成25年4月19日職員調査）	単位制による全日制の課程 普通科 単位制による定時制の課程 普通科	（不適切事項） 収入事務において、教育財産の目的外使用許可に係る使用料の調定が3月を超えて遅れているものがあった。
神奈川県立平塚ろう学校	平成25年6月25日（平成25年5月2日職員調査）	幼稚部、小学部、中学部、高等部本科（普通科、総合デザイン科及び情報ビジネス科）及び専攻科（理容・美容科、総合生活デザイン科及び情報応用ビジネス科）	（不適切事項） 庶務事務において、通勤手当の認定に当たり、バス定期乗車券の乗り継ぎ割引を適用しなかったため、平成22年度から6箇月当たり20,520円を過大に支給しているものがあった。〔特記前出〕
神奈川県立鶴見養護学校	平成25年6月26日（平成25年4月22日職員調査）	小学部、中学部及び高等部本科（普通科）	（不適切事項） 歳計外現金事務において、源泉所得税を法定期限後に納付しているものがあり、不納付加算税6,500円が徴収されていた。

神奈川県立瀬谷養護学校	平成25年7月22日（平成25年5月13日職員調査）	同	（不適切事項） 支出事務において、消耗品の購入に当たり、会計管理システム上の債権者名を誤って登録し、誤りに気付かずに支出したため、本来の債権者への支払が遅れ、遅延利息100円を支払っているものがあつた。
-------------	----------------------------	---	--

サ 公安委員会（2箇所、2件）
出先機関

監査実施箇所名及び所管区域	監査実施日	所掌事務の概要	不適切事項又は要改善事項
神奈川県伊勢原警察署〔既報告〕 所管区域：伊勢原市	平成25年2月14日（平成25年1月23日職員調査）	県民の生命、身体及び財産の保護に任じ、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持に当たっている。	（不適切事項） 庶務事務において、日々雇用職員の雇用に当たり、雇用保険法に基づく被保険者に関する届出等を適正に行っていなかった。
神奈川県厚木警察署 所管区域：厚木市、愛川町及び清川村	平成25年6月20日（平成25年5月7日職員調査）	同	（不適切事項） 予算の執行において、営繕費の執行に当たり、予算措置の効果の発現が著しく遅延しているものがあつた。

(2) 不適切事項及び要改善事項が認められなかった監査箇所（508箇所）
本庁機関

監査実施箇所名

〔政策局〕

知事室、総務室、総合政策課、科学技術・大学連携課、土地水資源対策課、国際戦略総合特区推進課、政策法務課、市町村課、広域連携課、地域政策課、情報企画課、情報システム課、情報公開課、基地対策課

〔総務局〕

行政改革課、労務給与課、職員厚生課、文書課、財政課、税制企画課、徴収対策課、財産経営課、施設整備課、設備管理課

〔安全防災局〕

消防課

〔県民局〕

人権男女共同参画課、NPO協働推進課、国際課、消費生活課、青少年課、私学振興課

〔環境農政局〕

総務室、大気水質課、資源循環課、自然環境保全課、水源環境保全課、森林再生課、水産課、農政課、農業振興課、担い手支援課、農地保全課、畜産課

〔保健福祉局〕

医療保険課、健康危機管理課、県立病院課、健康増進課、保健予防課、地域福祉課、高齢社会課、高齢施設課、介護保険課、障害福祉課、障害サービス課、生活援護課、環境衛生課、食品衛生課、薬務課

〔産業労働局〕

総務室、産業振興課、中小企業支援課、金融課、産業立地課、国際ビジネス課、地域エネルギー課、スマートエネルギー課、観光課、商業流通課、労政福祉課、雇用対策課、産業人材課

〔県土整備局〕

総務室、建設業課、建設リサイクル課、用地課、都市計画課、技術管理課、環境共生都市課、交通企画課、都市整備課、道路企画課、道路管理課、流域海岸企画課、河川課、砂防海岸課、住宅計画課、公共住宅課、建築指導課、建築安全課、営繕計画課

〔会計局〕

会計課、指導課、調達課

〔企業庁〕

総務室、財務課、会計課、財産管理課、情報管理課、計画課、水道施設課、利水課、発電課

〔議会局〕

総務課、経理課、議事課、政策調査課

〔教育委員会〕

総務室、行政課、情報防災課、まなびや計画推進課、教職員企画課、教職員人事課、高校教育企画課、高校教育指導課、保健体育課、学校支援課、特別支援教育課、生涯学習課、文化遺産課、スポーツ課

〔人事委員会〕

人事委員会事務局総務課、人事委員会事務局給与公平課

〔監査委員〕

監査事務局総務課、監査事務局監査課

〔労働委員会〕

労働委員会事務局審査調整課

〔選挙管理委員会〕

選挙管理委員会

〔収用委員会〕

収用委員会事務局

〔神奈川県漁業調整委員会〕

神奈川県漁業調整委員会事務局

〔内水面漁場管理委員会〕

内水面漁場管理委員会事務局

〔公安委員会（警察本部）〕

総務課、広報県民課、会計課、施設課、装備課、情報管理課、留置管理課、警務課、教養課、厚生課、監察官室、生活安全総務課、少年育成課、少年捜査課、生活経済課、生活保安課、サイバー犯罪対策課、地域総務課、地域指導課、通信指令課、自動車警ら隊、鉄道警察隊、刑事総務課、捜査第一課、捜査第二課、捜査第三課、鑑識課、組織犯罪対策本部組織犯罪分析課、組織犯罪対策本部暴力団対策課、組織犯罪対策本部薬物銃器対策課、組織犯罪対策本部国際捜査課、機動捜査隊、科学捜査研究所、交通総務課、交通規制課、交通指導課、交通捜査課、駐車対策課、運転免許本部免許課、運転免許本部試験課、第一交通機動隊、第二交通機動隊、高速道路交通警察隊、公安第一課、公安第二課、公安第三課、外事課、警備課、危機管理対策課、第一機動隊、第二機動隊、横浜市警察部、川崎市警察部、相模原市警察部、相模方面本部、警察学校

出先機関

監査実施箇所名

〔政策局〕

神奈川県東京事務所、神奈川県横須賀三浦地域県政総合センター

〔以下既報告〕

神奈川県統計センター、神奈川県立公文書館

〔総務局〕

神奈川県横浜県税事務所、神奈川県厚木県税事務所、神奈川県給与事務センター

〔以下既報告〕

神奈川県神奈川県税事務所、神奈川県緑県税事務所、神奈川県南県税事務所、神奈川県保土ヶ谷県税事務所、神奈川県戸塚県税事務所、神奈川県川崎県税事務所、神奈川県高津県税事務所、神奈川県相模原県税事務所、神奈川県横須賀県税事務所、神奈川県平塚県税事務所、神奈川県鎌倉県税事務所、神奈川県藤沢県税事務所、神奈川県小田原県税事務所、神奈川県足柄上県税事務所、神奈川県自動車税管理事務所

〔安全防災局〕

〔以下既報告〕

神奈川県温泉地学研究所、神奈川県総合防災センター、神奈川県消防学校

〔県民局〕

神奈川県中央児童相談所、神奈川県立青少年センター

〔以下既報告〕

神奈川県立女性相談所、神奈川県立国際言語文化アカデミア、神奈川県鎌倉三浦地域児童相談所、神奈川県厚木児童相談所、神奈川県立中里学園

〔環境農政局〕

神奈川県自然環境保全センター、神奈川県農業技術センター、神奈川県農業技術センターかながわ農業アカデミー、神奈川県立大野山乳牛育成牧場

〔以下既報告〕

神奈川県環境科学センター、神奈川県水産技術センター、神奈川県水産技術センター相模湾試験場、神奈川県東部漁港事務所、神奈川県立フラワーセンター大船植物園、神奈川県県央家畜保健衛生所、神奈川県湘南家畜保健衛生所

〔保健福祉局〕

神奈川県食肉衛生検査所、神奈川県立保健福祉大学

〔以下既報告〕

神奈川県衛生研究所、神奈川県平塚保健福祉事務所、神奈川県茅ヶ崎保健福祉事務所、神奈川県三崎保健福祉事務所、神奈川県厚木保健福祉事務所、神奈川県大和保健福祉事務所、神奈川県足柄上保健福祉事務所、神奈川県立煤ヶ谷診療所、神奈川県立衛生看護専門学校、神奈川県立よこはま看護専門学校、神奈川県立平塚看護専門学校、神奈川県精神保健福祉センター、神奈川県立中井やまゆり園、神奈川県動物保護センター

〔産業労働局〕

神奈川県産業技術センター工芸技術所、神奈川県産業技術センター計量検定所、神奈川県かながわ労働センター、神奈川県かながわ労働センター川崎支所、神奈川県かながわ労働センター県央支所、神奈川県かながわ労働センター湘南支所、神奈川県立東部総合職業技術校

〔以下既報告〕

神奈川県立産業技術短期大学校、神奈川県立産業技術短期大学校人材育成支援センター、神奈川県立平塚高等職業技術校、神奈川県立藤沢高等職業技術校、神奈川県立小田原高等職業技術校、神奈川県立秦野高等職業技術校、神奈川県立障害者職業能力開発校

〔県土整備局〕

神奈川県広域幹線道路事務所、神奈川県住宅営繕事務所、神奈川県城山ダム管理事務所

〔以下既報告〕

神奈川県平塚土木事務所、神奈川県厚木土木事務所東部センター、神奈川県西土木事務所小田原土木センター、神奈川県横浜川崎治水事務所、神奈川県横浜川崎治水事務所川崎治水センター、神奈川県流域下水道整備事務所、神奈川県三保ダム管理事務所

〔企業庁〕

神奈川県企業庁相模原水道営業所、神奈川県企業庁寒川浄水場、神奈川県企業庁水道水質センター、神奈川県企業庁相模川水系ダム管理事務所

〔以下既報告〕

神奈川県企業庁相模原南水道営業所、神奈川県企業庁藤沢水道営業所、神奈川県企業庁茅ヶ崎水道営業所、神奈川県企業庁平塚水道営業所、神奈川県企業庁厚木水道営業所、神奈川県企業庁海老名水道営業所、神奈川県企業庁大和水道営業所、神奈川県企業庁谷ヶ原浄水場、神奈川県企業庁酒匂川水系ダム管理事務所、神奈川県企業庁相模川発電管理事務所、神奈川県企業庁発電総合制御所

〔教育委員会〕

神奈川県教育委員会教育局学校事務センター、神奈川県立体育センター、神奈川県立総合教育センター、神奈川県立歴史博物館、神奈川県立鶴見高等学校、神奈川県立神奈川工業高等学校、神奈川県立神奈川総合高等学校、神奈川県立城郷高等学校、神奈川県立横浜平沼高等学校、神奈川県立横浜緑ヶ丘高等学校、神奈川県立横浜国際高等学校、神奈川県立光陵高等学校、神奈川県立商工高等学校、神奈川県立保土ヶ谷高等学校、神奈川県立希望ヶ丘高等学校、神奈川県立二俣川看護福祉高等学校、神奈川県立旭高等学校、神奈川県立横浜旭陵高等学校、神奈川県立磯子工業高等学校、神奈川県立磯子高等学校、神奈川県立氷取沢高等学校、神奈川県立金沢総合高等学校、神奈川県立釜利谷高等学校、神奈川県立港北高等学校、神奈川県立新羽高等学校、神奈川県立霧が丘高等学校、神奈川県立市ヶ尾高等学校、神奈川県立田奈高等学校、神奈川県立元石川高等学校、神奈川県立川和高等学校、神奈川県立荏田高等学校、神奈川県立新栄高等学校、神奈川県立舞岡高等学校、神奈川県立横浜桜陽高等学校、神奈川県

県立上矢部高等学校、神奈川県立柏陽高等学校、神奈川県立横浜栄高等学校、神奈川県立松陽高等学校、神奈川県立横浜修悠館高等学校、神奈川県立瀬谷高等学校、神奈川県立瀬谷西高等学校、神奈川県立川崎高等学校、神奈川県立大師高等学校、神奈川県立川崎工科高等学校、神奈川県立新城高等学校、神奈川県立住吉高等学校、神奈川県立多摩高等学校、神奈川県立向の岡工業高等学校、神奈川県立生田高等学校、神奈川県立生田東高等学校、神奈川県立菅高等学校、神奈川県立麻生総合高等学校、神奈川県立麻生高等学校、神奈川県立相原高等学校、神奈川県立橋本高等学校、神奈川県立相模原総合高等学校、神奈川県立城山高等学校、神奈川県立津久井高等学校、神奈川県立上溝高等学校、神奈川県立上溝南高等学校、神奈川県立弥栄高等学校、神奈川県立相模田名高等学校、神奈川県立神奈川総合産業高等学校、神奈川県立麻溝台高等学校、神奈川県立上鶴間高等学校、神奈川県立相模原青陵高等学校、神奈川県立相模大野高等学校、神奈川県立横須賀高等学校、神奈川県立横須賀大津高等学校、神奈川県立横須賀工業高等学校、神奈川県立海洋科学高等学校、神奈川県立津久井浜高等学校、神奈川県立大楠高等学校、神奈川県立横須賀明光高等学校、神奈川県立平塚江南高等学校、神奈川県立平塚農業高等学校、神奈川県立平塚工科高等学校、神奈川県立高浜高等学校、神奈川県立平塚商業高等学校、神奈川県立平塚湘風高等学校、神奈川県立大原高等学校、神奈川県立鎌倉高等学校、神奈川県立七里ガ浜高等学校、神奈川県立大船高等学校、神奈川県立深沢高等学校、神奈川県立藤沢工科高等学校、神奈川県立藤沢総合高等学校、神奈川県立湘南台高等学校、神奈川県立小田原総合ビジネス高等学校、神奈川県立西湘高等学校、神奈川県立小田原城北工業高等学校、神奈川県立茅ヶ崎北陵高等学校、神奈川県立鶴嶺高等学校、神奈川県立茅ヶ崎西浜高等学校、神奈川県立逗子高等学校、神奈川県立逗葉高等学校、神奈川県立三浦臨海高等学校、神奈川県立秦野高等学校、神奈川県立秦野総合高等学校、神奈川県立秦野曾屋高等学校、神奈川県立厚木高等学校、神奈川県立厚木東高等学校、神奈川県立厚木商業高等学校、神奈川県立厚木北高等学校、神奈川県立厚木清南高等学校、神奈川県立厚木西高等学校、神奈川県立大和高等学校、神奈川県立大和南高等学校、神奈川県立大和東高等学校、神奈川県立大和西高等学校、神奈川県立伊勢原高等学校、神奈川県立伊志田高等学校、神奈川県立海老名高等学校、神奈川県立有馬高等学校、神奈川県立座間高等学校、神奈川県立座間総合高等学校、神奈川県立足柄高等学校、神奈川県立綾瀬高等学校、神奈川県立綾瀬西高等学校、神奈川県立寒川高等学校、神奈川県立大磯高等学校、神奈川県立二宮高等学校、神奈川県立大井高等学校、神奈川県立山北高等学校、神奈川県立吉田島総合高等学校、神奈川県立愛川高等学校、神奈川県立相模原中等教育学校、神奈川県立平塚中等教育学校、神奈川県立横浜南養護学校、神奈川県立保土ヶ谷養護学校、神奈川県立金沢養護学校、神奈川県立みどり養護学校、神奈川県立三ツ境養護学校、神奈川県立中原養護学校、神奈川県立高津養護学校、神奈川県立麻生養護学校、神奈川県立岩戸養護学校、神奈川県立武山養護学校、神奈川県立平塚養護学校、神奈川県立鎌倉養護学校、神奈川県立藤沢養護学校、神奈川県立茅ヶ崎養護学校、神奈川県立秦野養護学校、神奈川県立伊勢原養護学校、神奈川県立座間養護学校、神奈川県立相模原中央支援学校

[以下既報告]

神奈川県教育委員会教育局横浜給与事務所、神奈川県教育委員会教育局川崎給与事務所、神奈川県教育委員会教育局湘南三浦教育事務所、神奈川県教育委員会教育局県央教育事務所、神奈川県教育委員会教育局中教育事務所、神奈川県教育委員会教育局足柄上教育事務所、神奈川県教育委員会教育局足柄下教育事務所、神奈川県

立図書館、神奈川県立川崎図書館、神奈川県立近代美術館、神奈川県立生命の星・地球博物館、神奈川県立横浜翠嵐高等学校、神奈川県立横浜南陵高等学校、神奈川県立横浜立野高等学校、神奈川県立岸根高等学校、神奈川県立相模原高等学校、神奈川県立追浜高等学校、神奈川県立藤沢西高等学校、神奈川県立藤沢清流高等学校、神奈川県立茅ヶ崎高等学校、神奈川県立中央農業高等学校、神奈川県立相模向陽館高等学校、神奈川県立平塚盲学校、神奈川県立津久井養護学校、神奈川県立相模原養護学校、神奈川県立湘南養護学校、神奈川県立小田原養護学校

〔公安委員会（警察署）〕

神奈川県加賀町警察署、神奈川県磯子警察署、神奈川県金沢警察署、神奈川県伊勢佐木警察署、神奈川県戸部警察署、神奈川県神奈川警察署、神奈川県鶴見警察署、神奈川県保土ヶ谷警察署、神奈川県港北警察署、神奈川県青葉警察署、神奈川県都筑警察署、神奈川県戸塚警察署、神奈川県栄警察署、神奈川県泉警察署、神奈川県横浜水上警察署、神奈川県川崎警察署、神奈川県川崎臨港警察署、神奈川県中原警察署、神奈川県高津警察署、神奈川県宮前警察署、神奈川県多摩警察署、神奈川県麻生警察署、神奈川県横須賀警察署、神奈川県田浦警察署、神奈川県三崎警察署、神奈川県葉山警察署、神奈川県逗子警察署、神奈川県大船警察署、神奈川県藤沢警察署、神奈川県藤沢北警察署、神奈川県茅ヶ崎警察署、神奈川県平塚警察署、神奈川県大磯警察署、神奈川県小田原警察署、神奈川県松田警察署、神奈川県秦野警察署、神奈川県大和警察署、神奈川県座間警察署、神奈川県海老名警察署、神奈川県相模原北警察署

〔以下既報告〕

神奈川県山手警察署、神奈川県南警察署、神奈川県旭警察署、神奈川県港南警察署、神奈川県緑警察署、神奈川県瀬谷警察署、神奈川県幸警察署、神奈川県浦賀警察署、神奈川県鎌倉警察署、神奈川県相模原警察署、神奈川県相模原南警察署、神奈川県津久井警察署

別記 組織及び運営の合理化に資するための意見

監査の結果に基づいて、監査の結果に関する報告に添えて提出する必要があると認めた意見(地方自治法第199条第10項の規定に基づく組織及び運営の合理化に資するための意見)は、次のとおりである。

1 債権管理の適正化について

県では、平成21年4月に新たに収入未済金対策部門を設置し、収入未済金の縮減に取り組んでいるところである。

しかしながら、平成12年に発生したロシア船の座礁による船舶保管解体費用の債権管理において、船舶所有者の所在の有無を在日ロシア大使館の協力を得て調査し、平成15年に所在不明との回答を得ていたにもかかわらず、平成24年の時効の到来による債権放棄の議決を経て不納欠損処分を行っていたものがあった。県財政が厳しい中、債権はきちんと取り立てていかなければならないが、このように回収できないことが明らかな債権を時効の到来まで放置しておくことは、単に不納欠損処分を先送りしているに過ぎない。

したがって、回収見込みのない私債権の管理に関し、組織及び運営の合理化が図られるよう、破産等の法的処理が既に終了しているなど将来にわたり回収の見込みのないものについては、時効の到来を待たずに適切な時期に不納欠損処分が円滑に行われるための方策を検討することが望まれる。

(総務局総務室)

2 県有財産の処分について

県では、公用又は公共用の用途を廃止した県有財産は財産管理者である当該所管課が普通財産として管理することとしており、財産管理者等が境界確定など権利関係等の課題を解消してから財産管理統括課等に引継ぎ、処分を行っている。

しかしながら、用途廃止してから利活用の検討を開始していたことや境界確定など権利関係の整理等の手続に時間がかかっていることなどにより処分に至らず、現在も建物が使用されないまま残されているものがあり、管理費用が発生するだけでなく、不法侵入や不法投棄など防犯上の懸念がある。

したがって、用途廃止に伴う財産の処分に関し、組織及び運営の合理化が図られるよう、用途廃止完了前から利活用の検討を開始するなど、庁内での連携を強化し、不用となった県有財産については早期売却により一層努められたい。なお、既に用途廃止しているものについては、防犯上の懸念が早期に解消され

るよう、未利用期間長期化の一因となっている権利関係の整理について、財産管理者等への積極的なサポートが望まれる。

(総務局財産経営課)

3 県民が使いやすいホームページについて

県では、ホームページを通じて県政についての様々な情報を発信している。例えば、医療課では、平成 18 年の医療法の改正を受けて整備した「かながわ医療情報検索サービス」により、県内の医療機関の情報を検索できるようにしており、観光課では、観光に関する様々なジャンルの情報を発信している。

しかしながら、県のホームページのトップページから「かながわ医療情報検索サービス」へのアクセスは分かりにくく、観光情報に至っては、関連ページ相互間の関係が図られていないなど、利用しやすいものとは言えない。また、本庁・出先のホームページを通じて情報の更新が遅れているものも散見された。

したがって、ホームページによる情報発信に関し、組織及び運営の合理化が図られるよう、リアルタイムで正確な情報の発信を常に心掛けるとともに、関連するページ相互でリンクを張るなど部局横断的な取組(クロスファンクション)により、利用しやすいホームページを作成することが望まれる。

(県民局広報県民課)

4 東日本大震災を踏まえた災害対策について

地震災害時において、県下の警察署は、県警本部を筆頭に各地域の拠点として重要な役割を担うことが期待されており、県では、平成 18 年度以降、耐震性に問題のある 25 警察署のうち 8 署の耐震化が完了し、残り 17 署のうち 8 署についても予算化されている。

しかしながら、災害発生時に参集する警察官が居住する公舎や独身寮については、その 8 割以上は昭和 56 年の建築基準法改正以前に設計されたものであり、耐震性が保証されておらず、公舎等の被災状況によっては災害時に人手が足りなくなる事態が懸念される。

したがって、地震災害時における体制に関し組織及び運営の合理化が図られるよう、現実に即した実効性ある対策を早急に検討することが望まれる。

(警察本部)